

市民税・県民税・国民健康保険税申告書の書き方（裏面）

6. 配当譲渡割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額または株式譲渡割額の控除を受けようとする場合は、金額を記入してください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

7. 寄附金に関する事項

令和5年中に次に掲げる寄附金額が2,000円を超える場合は寄附金額を記入してください。

1. 都道府県、市町村又は特別区に関する寄附金
 2. 住所地の都道府県共同募金又は日本赤十字社の支部に対する寄附金
 3. 所得税法等に規定される寄附金控除のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として住所地の都道府県又は市町村の条例で定めるもの
 4. 特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄附金として住所地の都道府県の条例で定めたもの
- ※上記1に該当する場合は、特例控除金（ふるさと納税分）を加算します。

都道府県、市区町村分（特例控除対象）	円	
住所地の共同募金、日本赤十字分・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）	円	
条例指定分	熊本県	円
	八代市	円

8. 所得金額調整控除に関する事項

【所得金額調整控除の対象者】

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合（アからウに該当する者を表面に記載した場合は省略可）
 - ア.特別障害に該当する
 - イ.年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - ウ.特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する（調整額）
{給与の収入額(1,000万円を超える場合は1,000万円)－850万円}×10%
2. 給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計が10万円を超える者（調整額）
{給与所得控除後の給与等の金額(10万円を超える場合は10万円)＋公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)}－10万円

フリガナ	続柄	生年月日	
氏名	特別障害者に該当する場合		級
個人番号	別居の場合の住所		
フリガナ	続柄	生年月日	
氏名	特別障害者に該当する場合		級
個人番号	別居の場合の住所		

給与所得の内訳

日給など給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。

月	日給(円)	日数	月額(円)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			

※① 生命保険料控除

新生命保険支払額	円
旧生命保険支払額	円
新個人年金支払額	円
旧個人年金支払額	円
介護医療保険支払額	円

※② 地震保険料控除

地震保険支払額	円
旧長期損害保険支払額	円

備考

(作成・受付者)

①生命保険料控除②地震保険料控除 は保険料控除証明書をもとに記入してください。支払額をもとに控除額を算出し、計算結果を表面に記入してください。

①生命保険料控除

【旧制度（一般、年金）】

支払額	控除計算式
～15,000円	支払額
15,001～40,000円	支払額×0.5+7,500円
40,001～70,000円	支払額×0.25+17,500円
70,001円～	35,000円

【新制度（一般、年金、介護医療）】

支払額	控除計算式
～12,000円	支払額
12,001～32,000円	支払額×0.5+6,000円
32,001～56,000円	支払額×0.25+14,000円
56,001円～	28,000円

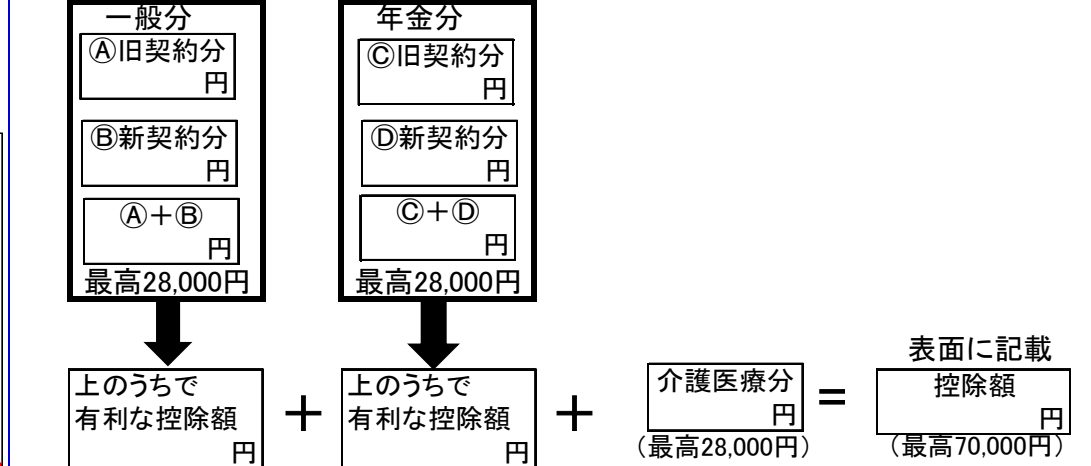
(1)旧制度のみ

一般分 円	+	年金分 円	=	表面に記載 控除額 円
(最高35,000円)		(最高35,000円)		(最高70,000円)

(2)新制度のみ

一般分 円	+	年金分 円	+	介護医療分 円	=	表面に記載 控除額 円
(最高28,000円)		(最高28,000円)		(最高28,000円)		(最高70,000円)

(3)旧契約と新契約があるとき



②地震保険料控除

【地震保険料控除】

支払額	控除計算式
～50,000円	支払金額×0.5
50,001円～	25,000円

【旧長期損害保険料控除】

支払額	控除計算式
～5,000円	支払額
5,001～15,000円	支払額×0.5+2,500円
15,001円～	10,000円

地震保険料控除と長期損害保険料控除の両方がある場合には、それぞれで控除額を算出し、合計した金額を表面の地震保険料控除の欄に記入してください。上限額は25,000円です。

申告書提出期限：令和7年3月17日（月）

申告相談の日程・会場等は広報やつしろ2月号に掲載しています。できるだけ該当する地域の期日内にお越しください。
受付時間：9:00～11:30、13:00～16:00
※会場によっては開始時間が異なる場合がございます。

なお、郵送の場合は、下記の宛先をお願いします。

〒866-8601 八代市松江城町1-25
八代市役所 市民税課 宛

※郵送の場合、不明な点は電話等で確認することがあります。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。
八代市役所 市民税課
電話 0965-33-4107（直通）